

飯豊町農地等災害自力復旧支援事業について

令和6年7月の発生豪雨により農地及び農業用施設は大きな被害を受けました。町でも被災を受けた農地への次の作付けに向け、本復旧工事に着手いたします。しかしながら、被害箇所数が膨大であることから早期復旧のため是非とも農業者の皆さまのお力添えが必要です。

つきましては、自力復旧される農業者の皆さまが円滑に復旧作業に取り組めるよう、復旧工事に要する経費について支援いたします。

1. 補助対象事業

令和6年7月7日～26日に発生した豪雨により被害を受けた、農地や農業用施設の災害復旧事業を対象といたします。(農業用施設：水路、農道、ため池等)

2. 補助対象事業主体

- (1) 地元受益者等が組織する団体 (各生産組合、多面的機能交付金活動組織、3戸以上の農業者組織)
- (2) 農地の所有者又は耕作者 (農業者、農業法人)
※農地等で土地所有者と耕作者が異なる場合は、補助申請をすることを事前に両者合意のうえ手続きをしてください。

3. 補助対象事業費 1か所当たり40万円を限度とした事業

- (1) 工事費(業者等へ発注するもの)、資材購入費、機械器具レンタル料等
- (2) 7月7日以降に実施した事業にかかる経費
- (3) 被災箇所が複数の場合はそれぞれ申請ください。

4. 補助率 6分の5以内

- ・1箇所あたりの補助限度額は333,000円、最大67,000円の負担をお願いいたします。ただし、複数箇所の申請がある事業主体の場合は最大200,000円の負担となります。
- ・この事業を活用する場合、多面的機能支払交付金等の交付金は利用できません。

5. 申請期限 令和6年11月15日(金)

6. 実績報告期限 工事完成後20日以内又は令和7年2月末日のいずれか早い日

7. 補助金の支払い

交付申請書及び見積書等により補助金交付額を決定し、実績報告書等の提出を受けて町の検査を行った後で補助金をお支払いいたします。

※ただし、必要に応じて概算払い請求も可能です。

8. 提出書類

- (1) 申請時 補助金交付申請書、事業計画書、被災箇所がわかる位置図、見積書、団体名簿等
- (2) 完成時 実績報告書、契約書、領収書(自己負担部分)、出役簿、工事・作業写真等

なお、予算に限りがありますので、申し込み多数の際は調整させていただく場合もありますのでご了承ください。

裏面に続く

被災規模が大きく、自力復旧では対応できない場合については、町へご相談ください。

補助金手続きの流れ

被害箇所の調査・把握（事業実施主体）

復旧工事費積算（見積書作成）

復旧方法の選択

①大規模災害等復旧事業対応
（国庫事業）

※関係機関と相談

※自力復旧できないもの

※工期が長期となる場合もある

②多面的機能支払
交付金対応

※組織の合意

※維持管理事業の範囲内で可能なもの（特例措置で長寿命化活用も可能）

※町単独災害復旧事業と併用不可

③左記以外で自ら復旧に取り組むもの

【町単独災害復旧事業】

※6分の5以内の補助金

（1箇所あたり補助限度額333,000円、最大67,000円の自己負担となります。）

ただし、複数箇所の申請がある場合は自己負担の上限額を200,000円とします。）

※既の実施したものも可能

※工期 令和7年2月末まで

申請書の提出（事業主体→町農林振興課）

※申請期限 **令和6年11月15日**

申請書類は町HPよりダウンロード、または農林振興課よりお受取りください。

（提出書類 補助金交付申請書、事業計画書、見積書、団体名簿、等）

補助金交付決定（町→事業主体）

復旧工事着工（事業主体）

実績報告書の提出（事業主体→町）

※申請期限 工事完成後20日以内又は令和7年2末日のいずれか早い日

（提出書類 実績報告書、契約書、領収書、出役簿、工事・作業写真等）

完成検査（町）・補助金額の確定・補助金支払い

※町→事業主体又は施工業者（支払いに関する委任状の提出があった場合のみ）

【お問合せ・申請書提出先】

飯豊町農林振興課農林整備室

担当 坂爪・木村 TEL: 0238-87-0526